

報告第12号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年12月3日提出

加東市長 安田正義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第12号	平成30年11月15日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第12号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年11月15日

加東市長 安田正義

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は相手方の自動車の修理費の10割を支払う。

3 損害賠償の額 214,000円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時 平成30年10月7日 午前11時30分頃

(2) 事故発生場所 加東市森870番地3 旧加東消防署東条分署駐車場内

(3) 事故の内容 森地区の秋祭り行事の取材時に、旧加東消防署東条分署駐車場内で、移動のため後退しようとした公用車が、神輿巡行を避けようとして停止していた相手方車両に接触し、相手方車両の左側面部を損傷させた。